

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

職員の給与の支給等に関する規則の一部改正等について(通知)

このことについて、下記のとおりお知らせします。

つきましては、管内の学校長及び教職員に対して周知していただくようお願いします。

記

1 「職員の給与の支給等に関する規則」の一部改正の主な内容

- (1) 公立の特別支援学校に勤務する教員に対して支給する給料の調整額に係る調整数を 1.25 から 1 に改める。
- (2) 公立の小中学校に勤務する職員で特別支援学級を担任する教員に対して支給する給料の調整額に係る調整数を 1.25 から 1 に改める。

2 施行期日

平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

3 その他

- (1) 給料の調整額に係る調整数の改定に伴い、施行日前から引き続き給料の調整額が支給される職員に対して調整数 1 を支給する旨の発令を行います。発令通知を給与システムの帳票取出しから出力のうえ、職員本人へ交付してください。

帳票取出し日は平成 26 年 10 月 14 日（火）を予定しています。

- (2) 教員特殊業務手当の引上げについては、次のとおりですが、平成 26 年 12 月議会で「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」議案を提案し、議決を受けた後、平成 26 年 10 月 1 日から遡及適用する予定です。

区 分	現 行	改 正
非常災害時の児童生徒の保護等業務	6,400円	8,000円
激甚災害の場合	12,800円	16,000円
児童生徒の救急業務	6,000円	7,500円
児童生徒の緊急補導業務	6,000円	7,500円
修学旅行等の引率指導業務	3,400円	4,250円
対外運動競技等の引率指導業務（泊を伴う）	3,400円	4,250円
〃 （週休日等）	3,400円	4,250円
入学試験の監督採点等業務	900円	
部活動指導業務（4時間以上）	2,400円	3,000円
〃 （2時間以上4時間未満）	1,200円	1,500円